

平成18年度
海上防犯の推進
事業報告書

平成19年3月

財団法人 海上保安協会

ま え が き

最近の海上犯罪の特徴は、暴力団などが関与した組織的な大規模密漁事犯や、企業が関与した環境事犯などが多く発生しており、依然として悪質な犯罪は後を絶ちません。これら密漁事犯や環境事犯は被害者が不明確で、目撃情報が少ない上、証拠も残りにくいという特徴があります。また、外国人による海上犯罪の代表例として密輸・密航事犯に目を向けても、最近の手口は小口化・巧妙化しており、益々摘発が困難になってきているようです。

このような状況は、我が国の海の安全を害し、引いては我が国の治安全般にも影響を及ぼす重大な問題として捉える必要があります。また、このような海上犯罪の多くは、我々の生活しているすぐ側で発生していることも忘れてはいけません。

本事業は、このような潜在化しやすい悪質な海上犯罪を民間ボランティアの協力の下、多くの目で監視することにより犯罪を未然に防止し、あるいは、海上保安庁等の警察機関による摘発の手助けをすることを目的としています。

具体的には、海上防犯指導員や海上防犯連絡員の協力の下、関係者や一般市民に対し広く防犯意識の高揚を図るとともに、万一犯罪が発生した場合には迅速に海上保安部署へ通報し、適切な対応ができるような体制の確立を図ることを目指しています。

本事業が安全で安心できる海の環境作りの一助になることを、心から期待しています。

本事業は、競艇公益資金による日本財団の助成事業として実施したもので、本報告書は、平成18年度における事業実績をとりまとめたものである。

目 次

I	事業目的	1
II	事業計画	1
1.	事業実施方法	1
(1)	海上防犯連絡協議会の設置	1
(2)	海上防犯地方連絡会議の設置	1
(3)	海上防犯指導員	1
(4)	海上防犯連絡員	2
(5)	海上保安官連絡所	2
(6)	海上防犯思想の普及啓蒙活動	2
(7)	海上防犯活動の推進	2
(8)	その他	2
2.	事業実施期間	2
III	事業の実施状況	2
1.	海上防犯連絡協議会等の運営	2
(1)	海上防犯連絡協議会の開催	2
(2)	海上防犯地方連絡会議の開催	3
2.	海上防犯活動の実施	3
(1)	指導員	3
(2)	連絡員	4
(3)	連絡所	5
(4)	海上防犯活動実施状況	5
3.	海上防犯に関する各種の啓蒙活動	6
(1)	海上防犯講習会の開催	6
(2)	海上防犯ポスター等の作成・配布	6
4.	事業費	6
[資料]		
1	海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員	7
2	平成17年度活動実績	9

3	平成18年度海上防犯活動実施方針	13
4	「平成18年度海上防犯連絡協議会」議事概要	17
5	平成18年度海上防犯活動実施状況	23

[参考資料]

1	海上防犯活動事業運営規則	24
2	海上保安協会地方本部・支部一覧表	26

I 事業目的

近年、我が国の周辺海域では、フェリー船内における強制わいせつや窃盗等の刑法犯、暴力団関係者による組織的な密漁事犯、廃棄物の不法投棄事犯等の地域社会や一般市民にとって直接的な脅威となる各種海上犯罪が後を絶たない状況にある。

また、麻薬・覚せい剤等の密輸事犯や不法出入国事犯、外国漁船による悪質な不法操業事犯の多発のほか、臨海重要施設に対するテロの脅威が高まっている現状に鑑み、国民の安全・安心な暮らしと我が国の海洋権益を守るため、海に関わる国民一人一人の防犯意識を高め、潜在化しがちな各種海上犯罪に係る通報の強化、住民等による防犯に係る諸活動への取り組みについての支援・促進を図り、取締機関による取締りと一般市民による防犯活動の強化と連携させ、海上犯罪が発生し難い環境の醸成を進めていくため、以下の事業を推進する。

II 事業計画

1. 事業実施方法

(1) 海上防犯連絡協議会の設置

当協会の中央本部に、(社)日本船主協会、(社)日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会、(社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、(社)日本船長協会、(社)日本マリーナ・ビーチ協会、(財)日本セーリング連盟、国土交通省及び海上保安庁の関係者を構成メンバーとした「海上防犯連絡協議会」を設置して、海上防犯活動についての事業計画を策定し、当該計画に則り海上防犯活動を推進する。

(2) 海上防犯地方連絡会議の設置

当協会の11地方本部に、海事関係団体及び関係官公庁の関係者を構成員とする「海上防犯地方連絡会議」を設置して、海上防犯指導員が実施する防犯指導活動の指針等、本活動についての事業計画を策定する。

(3) 海上防犯指導員

海上保安庁の出先機関である海上保安部署の管轄する地域のうち、一般旅客船の多い港や海洋レジャーの活発な海域に係る全国所要の18地区から、適任者27名を海上保安庁が当協会に推薦し、当協会会長がこれら被推薦者を海上防犯指導員（以下「指導員」という。）に委嘱している。指導員は、海上防犯に深い関心を有する一般民間人の有識者から人選され、海上保安庁の指導を受けつつ、主として港湾等のパトロール、訪船指導、旅客事業等の巡回連絡及び犯罪を認めた場合の海上保安庁への通報活動等を行う。

(4) 海上防犯連絡員

海上保安庁への幅広い通報体制の確立を図るため、海上犯罪認知の際の海上保安部署又は海上保安官連絡所への通報を行ってもらう者を海上防犯連絡員(以下「連絡員」という。)として指名し、全国の当協会支部等に配置する。

(5) 海上保安官連絡所

犯罪発生時における海上保安部署に対する連絡体制を確保するため、旅客船事業所、マリーナ、漁協等に依頼して海上保安官連絡所(以下「連絡所」という。)33ヶ所の増設(又は看板の張替え)を行う。

(6) 海上防犯思想の普及啓蒙活動

海上防犯思想の普及啓蒙を図るため、啓蒙活動資料として海上防犯ポスター及びリーフレットを作成し海上保安部署の協力を受けて関係先に配布・掲示する。

(7) 海上防犯活動の推進

海上防犯連絡協議会及び海上防犯地方連絡会議の構成員は、策定された実施方針を所属団体及び下部機関に周知し、海上防犯活動の推進に努める。

(8) 事業の運営は、「海上防犯活動事業運営規則」により行う。

2. 事業実施期間

実施期間 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日

Ⅲ 事業の実施状況

1. 海上防犯連絡協議会等の運営

海上防犯活動の事業計画を策定しこれを推進するため、当協会の中央本部に設置された「海上防犯連絡協議会」及び地方本部に設置された「海上防犯地方連絡会議」を次のとおり開催した。

(1) 海上防犯連絡協議会の開催

海上防犯連絡協議会を平成18年6月28日に開催し、海上防犯に関する事業計画を策定するとともに、構成団体及び管下各地方本部に周知し事業を推進した。

なお、海上保安庁からは海上犯罪の現状と対策として、刑事課から近年の海上犯罪の実状について、国際刑事課から密航・密輸、海賊対策について、警備課からテロ対策についての報告や説明があった。

① 海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員 [資料1参照]

② 平成17年度活動実績 [資料2-1及び2-2参照]

③ 平成18年度海上防犯活動実施方針 [資料3参照]

④ 海上防犯連絡協議会議事概要 [資料4参照]

(2) 海上防犯地方連絡会議の開催

海上防犯地方連絡会議は随時開催し、指導員が行う防犯指導の連絡を行うとともに、海上防犯活動実施方針に基づき海上防犯地方連絡会議ごとに海上防犯活動の実施計画、講習会の予定等についての連絡調整を行った。

① 海上防犯地方連絡会議開催状況

各管区海上保安本部刑事課等関係者の支援のもと、次の7地方本部で開催した。

(本来、11地方本部において実施すべきであるが、関係者との日程調整がつかなかったなどの理由で、実施できない地方本部が4箇所あった。)

地方本部	開催日	場 所	地方本部	開催日	場 所
北 海 道	H19. 1.26	小 樽	広 島	H18.12. 8	広 島
東 北	H18.10.25	塩 釜	新 潟	H19. 3. 6	新 潟
関 東	H18. 7.10	横 浜	沖 縄	H18.12.20	那 覇
東 海	H18. 9.12	名 古 屋			

② 主な議題は次のとおり。

- a 平成17年度海上防犯活動実施状況
- b 平成18年度海上防犯活動実施方針
- c 海上防犯講習会の実施状況及び今後の予定
- d 海上犯罪の現状説明
- e その他自由討議

2. 海上防犯活動の実施

(1) 指導員

指導員は、全国18地区に27名が配置されている。

[海上防犯指導員配置表]

地方本部	北海道	東北	関東	東海	神戸	広島	門司	舞鶴	新潟	南九州	沖縄	合計
管 区	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
指 導 員	2名	3名	5名	1名	2名	4名	4名	2名	2名	1名	1名	27名

これら指導員は、海上保安庁と民間のパイプ役として、また、民間の中核として海上防犯活動を推進するとともに、海上犯罪等の通報体制の一翼を担うことを目的として、全国所要の地区に所在する当協会の支部を中心に配置したものである。

なお、指導員は、海上防犯に深い関心を有する一般民間人の有識者から人選されているが、その特殊性から海上保安庁を退職した関係者からも多数委嘱されている。

① 指導員の任務

指導員の任務は、概ね次のとおりで、所轄海上保安部署の指導を受け防犯活動を実施した。

- a 管内の港湾、海浜等のパトロール
- b 管内の訪船指導
- c 管内の旅客船事業所、マリーナ、漁業協同組合、海上保安官連絡所等の巡回連絡
- d 海上防犯に関する各種の啓蒙活動
- e 海上犯罪又は海上や海浜で不審な船舶・人・物等を見つけた場合の海上保安部署への通報
- f その他海上防犯に関すること

② 指導員の心得

指導員は、この制度の目的を十分理解し、常に海上防犯活動の推進に心がけるとともに、任務の遂行に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

なお、本制度は法律に基づくものではなく、指導員は何ら法律上の権限を持つものではないことに注意を要する。

- a ことわりなく船舶や家屋に立ち入ったり、人に命令し又は強制したりしてはならない。
- b 海上保安官とまぎらわしい服装や装備を着用したり、海上保安官と間違われるような言動を行ってはならない。
- c 任務を行うにあたっては、海上保安官から指示、指導された事項を遵守しなければならない。
- d 任務の遂行にあたって疑問、疑念が生じたときは、海上保安官に指示を求めなければならない。

③ 通報の要領

- a 海上における犯罪を認めるときは、海上防犯地方連絡会議から指導される効果的通報のための着眼点を踏まえ、犯罪の具体的内容を、直ちに「118番」又は最寄りの海上保安部署等に積極的に通報すること。
- b 通報の際、海上保安官から指示された事項については、これを遵守すること。

(2) 連絡員

連絡員は全国に985人配置されている。

① 連絡員の活動

連絡員は、海上における犯罪等を認めた場合の海上保安庁への通報を行うこととする。

海上における犯罪とは、海上において行われ、若しくは始まり、又は海上に及んだ犯罪をいうが、具体的には次のような事象を見たり聞いたりしたとき通報することとする。

- ◎ 密輸、密航、密漁、船舶の衝突、船内における窃盗、暴力、いやがらせ、ゴミ、油などによる海洋汚染、漂流死体、これらの犯罪やテロ活動等に関係あると思われる不審な船舶や人の徘徊

② 通報の要領

①の事象を認めたときは、海上保安地方連絡会議から指導される効果的通報のための着眼点を踏まえ、犯罪の具体的内容を、直ちに、「118番」又は最寄りの海上保安部署等若しくは海上保安官連絡所に積極的に通報する。

③ その他

海上防犯連絡員は何ら法律上の権限を持つものではない。

(3) 連絡所

連絡所は全国に1325ヶ所設置されている。

連絡所の活動

各管区は、管内の実状を踏まえ、効果的な海上保安官連絡所の設置の推進を図るものとし、今年度においても旅客船事務所、マリナー、漁協等を重点対象として積極的に海上保安官連絡所の委嘱を行う。海上保安官連絡所の看板は、各管区海上保安本部の要望等を踏まえ、アクリル性看板33枚を作成し配布した。

(4) 海上防犯活動実施状況

平成18年4月から平成19年3月までにおける防犯活動実績は、次のとおりである。

[資料5参照]

① 指導員による活動状況

防犯パトロール・連絡所等巡回・訪船指導・啓蒙活動等の総報告件数は、43件である。このうち検挙に結びついた件数は1件である。

② 連絡員による活動状況

18年度末の連絡員の指名数は985名で、これから海上保安部署へ密漁・窃盗・漂流物・海難事故・不審船・外国漁船違法操業等に関する情報が通報された件数は656件で、このうち検挙に結びついた件数は25件である。

③ 連絡所の活用状況

連絡所は、1325ヶ所設置している。これから海上保安部署へ密漁・窃盗・漂流物・海難事故・不審船・外国漁船違法操業等に関する情報が通報された件数は881件で、この

うち検挙に結びついた件数は79件である。

3. 海上防犯に関する各種の啓蒙活動

管下各地方本部及び各支部において、所轄海上保安部署の協力を得て次のような啓蒙活動を実施した。

(1) 海上防犯講習会の開催

海上防犯地方連絡会議の主催により、プレジャーボート、遊漁船、旅客船事業者、マリナー、漁協関係者等を対象とした講習会を全国で70回開催し、約1,600名がこれに参加した。

講習会の主要項目は次のとおりである。

- ① 海上犯罪の現状について
- ② 海上防犯活動について
- ③ 海上防犯の一般的な事項について
- ④ 指導員・連絡員の活動について
- ⑤ 通報要領について
- ⑥ 海上保安庁・海上保安協会の組織及び業務概要について

(2) 海上防犯ポスター等の作成・配布

海上防犯を呼びかけるポスター、リーフレット及びステッカーを作成し、海上保安官連絡所、遊漁船事務所、漁業協同組合、カーフェリー、旅客船の待合所、マリナー等に掲示、配布し、活発な啓蒙活動を展開した。

4. 事業費

予算額 5,000,000円（内 日本財団助成金額 4,000,000円）

決算額 1,709,580円

支出内訳

（単位：円）

科目	金額	内 訳
旅 費	99,320	地方連絡会議等指導員派遣旅費 海上防犯講習会指導員派遣旅費 遠隔地連絡会議構成員派遣旅費
物件費	999,705	海上防犯ポスター、海上防犯ステッカー 海上防犯リーフレット 海上保安官連絡所看板、事業報告書
事務費	442,098	活動費、会議事務費、通信費、交通費、事務費
会議費	168,457	茶菓食事代、会場借料
合 計	1,709,580	

平成18年度海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員

	協議会構成団体	職 名	氏 名
1	(社)日本船主協会	海務部長	半 田 收
2	(社)日本旅客船協会	常務理事	眞 鍋 貞 隆
3	日本内航海運組合総連合会	第一事業部長	野 口 杉 男
4	(社)大日本水産会	常務理事	小 坂 智 規
5	全国漁業協同組合連合会	代表理事専務	宮 原 邦 之
6	(社)日本船長協会	会 長	森 本 靖 之
7	(社)日本マリーナ・ビーチ協会	事務局長	原 美 都 雄
8	(財)日本セーリング連盟	事務局長	武 村 洋 一
9	国 土 交 通 省	海 事 局 国内旅客課長	岡 田 光 彦
10	〃	〃 国内貨物課長	長 谷 川 伸 一
11	海 上 保 安 庁	総 務 部 参事官	富 取 善 彦
12	〃	警備救難部 管理課長	岩 男 雅 之
13	〃	〃 刑事課長	澤 井 弘 保
14	〃	〃 国際刑事課長	鷗 沢 哲 也
15	〃	〃 警備課長	鈴 木 洋
16	(財)海上保安協会	理事長	桑 原 康 記
17	〃	常務理事	小 原 正 則

[事務局] 海上保安庁警備救難部	刑事課	課長補佐	岩 崎 茂
	刑事課	専 門 官	関 田 實
	刑事課	保安係長	小 野 純
	刑事課	保安係員	黒 田 長 政
	刑事課	企画係員	住 吉 洋 臣
財団法人海上保安協会	業務部	部 長	高 橋 利 則

平成17年度活動実績

区 分	通報件数	主 な 通 報 内 容	主な検挙事例等
海上防犯指導員 配置数 29人 (H18.3.31現在)	34件 このうち 検挙に結 びついた もの 1件	<ul style="list-style-type: none"> ・海難に関するもの ・密漁に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・外国船舶の通航に関するもの ・水上バイクの無謀運転に関するもの ・漁具被害に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯 ・海事関係法令違反 ・刑法犯 ・海洋環境法令違反
海上防犯連絡員 配置数 985人 (H18.3.31現在)	472件 このうち 検挙に結 びついた もの 24件	<ul style="list-style-type: none"> ・海難に関するもの ・密漁に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・窃盗情報に関するもの ・水上バイクの無謀運転に関するもの ・漂流死体に関するもの ・不審な船舶に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯 ・海事関係法令違反 ・刑法犯 ・海洋環境法令違反
海上保安官連絡所 設置数 1325ヶ所 (H18.3.31現在)	738件 このうち 検挙に結 びついた もの 78件	<ul style="list-style-type: none"> ・海難に関するもの ・密漁に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・漁具被害に関するもの ・外国漁船違法操業に関するもの ・漂流死体に関するもの ・不審な船舶に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯 ・海事関係法令違反 ・刑法犯 ・海洋環境法令違反

平成17年度における主な検挙事例

番号	事 例
1	平成17年5月、海上防犯連絡員から「ウニ等の密漁」情報の通報を受け、取締りを実施した結果、海岸において、えぞばふんうに・きたむらさきうにを徒手採捕していた女性1名及び男性1名をそれぞれ漁業権の侵害等で検挙した。
2	平成17年11月、海上保安官連絡所から、えびこぎ漁船第18栄福丸と長崎県壱岐市のいかつり漁船金比羅丸が、衝突した旨の通報を受け、その後、第18栄福丸が沈没した衝突海難事件について業務上過失往来危険被疑事件として検挙した。
3	海上保安官連絡所となっている漁協所属の漁業監視船が、密漁船を捕捉するとともに密漁者4名を確保したとの通報により、県漁業調整規則違反として捜査の結果、被疑者4名を通常逮捕した。
4	海上保安官連絡所となっているフェリー会社から、同社所属のフェリー船内において盗難事件があり、被疑者を確保しているとの通報を受け、入港したところで被疑者を引き取って窃盗容疑で検挙した。
5	港内で燃料油の移送作業を行っていた漁船がオーバーフローさせて海上へ油を流出させ、そのまま出港したものの海上保安官連絡所からの通報により検挙した。
6	<p>平成17年7月、海上防犯指導員から「アフリカ西海岸沖合い海域の遠洋まぐろ延縄漁船船内で殺人事件が発生した模様」との通報を受け関係各方面から調査した結果、7月24日午前1時頃（現地時間）、大西洋西アフリカ沖合い公海上を航行中の遠洋まぐろ延縄漁船船内において、中国人船員3名が台湾人船員（実質上の船長）を解体包丁等をもって刺突、殺害したことが判明した。</p> <p>直ちに東京海上保安部において、殺人事件として捜査着手し、同船のスペイン領グランカナリア諸島ラスパルマス港入港に併せ、捜査官を派遣して所要の捜査を実施したほか、大型航空機を現地に派遣して被疑者3名を逮捕、押送し、8月16日東京地方検察庁へ送致した。</p>
7	平成17年8月、海上防犯連絡員から「漁業協同組合の共同漁業権区域内で魚介類を採って困っている。」との情報に基づき、船艇・職員を動員した集中取締りを実施した結果、簡易潜水器を使用した「あわび、さざえ」等の採捕及び殻長制限に違反して魚介類を採捕していた者等3名を、漁業法違反（漁業権侵害）及び県漁業調整規則違反容疑で検挙した。

8	<p>平成17年4月、海上保安官連絡所から「今、沿岸部で漁船同士が衝突した模様。」との通報を受け、直ちに船艇・陸上職員を通報現場に臨場させたところ、漁船同士が衝突しており、一方の漁船乗組員が頭部を強打するなど負傷していたため、直ちに救急車により市内病院に搬送した。（通報が迅速であったため現場保存等証拠保全が万全に成された。）</p> <p>その後の捜査の結果、操業中の漁船同士が共に見張り不十分のまま操業・航走したため衝突したものと判明、両漁船操船者を業務上過失往来妨害及び業務上過失傷害容疑で検挙した。</p>
9	<p>平成18年2月、港湾内において排出源不明の海上浮流油が発見され、直後に海上保安官連絡所から容疑船（出港遊漁船）に関する通報を受けたため、同船の帰港を待って立入検査を実施したところ、同港湾内における船底ビルジの不法排出事実を認知したほか救命胴衣等救命設備不備及び法定書類不備を現認したため、各違反容疑で検挙した。</p>
10	<p>平成17年8月、海上保安官連絡所から、海岸付近における水上オートバイ無謀運転に関する情報を入手し、更に出没時間帯、出没海域及びグループの規模等詳細事項を聴取したうえ綿密な取締り計画を策定し、一斉取締りを実施した結果、救命胴衣等救命設備不備及び無免許運航等により6名を検挙した。</p>
11	<p>海上防犯連絡員から「漁船の区域外操業」の情報を受け、管内西方海域を重点に警ら活動を実施した結果、違反漁船を現認し検挙した。</p>
12	<p>平成17年5月、海上保安官連絡所から「保護水面内において他県籍の漁船が違法漁具で操業していたので、違反漁船の写真撮影を行った」との通報を受け、現認写真の任意提出等を受けて、写真の違反漁船を捜索中、密漁者が名乗り出て、違反操業を認めたことから検挙した。</p>
13	<p>海上保安官連絡所である漁協から「島の沿岸部に漁船が漂着しているので確認してもらいたい」との提報を受けた。保安署職員が調査したところ、該船は無検査で、借入人が作業用として使用していたことが判明した。その後、捜査した結果、同借入人は同島へ赴く際、別の無検査船を使用して乗り入れていたことが判明し、船舶安全法違反で検挙した。</p>
14	<p>海上防犯連絡員から「大分県籍のもじゃこ船と思われる漁船2隻が関門海峡方向へ航走している。密漁の帰りと思われる。」旨の通報を受け、巡視艇にて調査を行ったところ、無許可操業が判明し、両船船長を福岡県漁業調整規則違反で検挙した。</p>
15	<p>海上防犯連絡所である漁協から、なまこ桁網漁業の操業期間外である平成17年3月31日以降においても、同漁業を営んでいる者がいるとの通報に基づき取締り実施したところ、なまこ桁網による操業を現認、石川県漁業調整規則違反で検挙した。</p>
16	<p>海上防犯連絡所である漁協から、2000トン位の貨物船が座礁し、照明弾を上げている旨の通報があり調査したところ、同所に中国冷蔵運搬船が座礁していることが判明、海難救助を実施するとともに、同船船長を業務上過失往来危険罪で検挙した。</p>

平成18年 6月28日
海上防犯連絡協議会

平成18年度海上防犯活動実施方針

海上防犯活動は、海上における防犯意識の高揚を図ることにより、海上における犯罪の発生を未然に防止し、安全で快適な海上環境作りを目指すとともに、万一犯罪発生の際は、直ちに適切な対応がとれるよう、海上保安庁への通報体制を確立することを目的として昭和63年から開始された事業であるが、設立から既に約20年が経ち、現在においては、活動そのものがマンネリ化してきているという実態も否定できない。

他方、最近の海上犯罪の傾向を見てみると、フェリー船内における窃盗や強制わいせつ等の刑法犯、暴力団関係者による組織的な密漁事犯、企業等による確信的な廃棄物の不法投棄事犯等の地域社会や一般市民にとって直接的に影響を及ぼす海上犯罪が多く発生している状況にある。また、麻薬・覚せい剤等の密輸事犯や不法出入国事犯、外国漁船による悪質な不法操業事犯等の外国から流入する犯罪についても、一定水準で推移しており、我が国周辺の治安の悪化や海洋権益の侵害が懸念されている。さらには、米国との協調路線を強化する我が国にとって、テロの脅威は依然として高く、原子力発電所等を始めとする臨海重要施設等へのテロには十分な警戒が必要な状況にある。

そのような中で、国民の安全・安心な暮らしを守るためには、今一度、本事業の目的を再確認し、効果的な運営を図るための必要な見直しを行うとともに、海を愛する国民一人一人の防犯意識を高め、潜在化する各種海上犯罪を撲滅するための地道な取り組みが必要である。

以上のことから、平成18年度における海上防犯活動の実施方針としては、以下の3項目を重点事項として推進していくこととする。

1. 顔の見える関係の構築

海上防犯指導員、海上防犯連絡員及び海上保安官連絡所と最寄の海上保安部署の職員とが顔の見える関係で情報交換や通報ができるよう、海上防犯地方連絡会議や海上防犯講習会等を活用し、積極的に人的関係の構築に努めることとする。これにより誤通報を防止し、躊躇のない迅速な通報が推進されることとなる。

2. 地域ニーズに則した防犯活動の推進

海上防犯のための活動は、地域の実情（都会地と僻地、離島等）により、自ずとその方法は異なってくるものであり、地域ニーズに則した個性的な地域海上防犯活動を目指すこととする。そのため、現在の海上防犯指導員、海上防犯連絡員及び海上保安官連絡所の体制を来年度の委嘱手続を目途に見直し、必要に応じ増員や解任手続を含めた検討を行うこととする。

3. 「海守」ボランティアとの連携

海上防犯講習会等へ「海守」ボランティアの参加を募ることにより、海上防犯活動の重要性についての理解を深め、相互の連携（通報・情報交換）を強化することとする。これにより、海上防犯指導員や海上防犯連絡員の後継者育成にも資することとなる。

上記重点事項を推進するため、以下の個別施策を効果的に実施していくものとする。

① 海上防犯地方連絡会議

海上防犯地方連絡会議は、上記重点事項に留意し、海上防犯地方連絡会議毎に海上防犯活動の目標、海上防犯講習会の計画等を内容とする「海上防犯活動実施計画」を策定し、当該計画に則り海上防犯活動を効果的に推進する。また、同会議は海上防犯活動の中核となる人材が一堂に会する場であることに配慮し、人的関係の構築にも努めることとする。

② 海上防犯指導員

海上防犯指導員は、上記重点事項に留意し、主として港湾等のパトロール、訪船指導、旅客船事業所等の巡回連絡を行うとともに、海上における犯罪又は海上犯罪に係る不審事象を認めた場合は、速やかに「118番」又は最寄りの海上保安部署等への通報を行う。そのほか、海上保安庁の行う啓蒙活動に積極的に参加するなど、最寄の海上保安部署等との人的関係の構築に努めることとする。

また、地域ニーズと海上防犯指導員の委嘱状況を踏まえ、必要に応じ解任手続を検討する。

③ 海上防犯連絡員

海上保安庁への幅広い通報体制の確立を図るため、上記重点事項に留意し、海上における犯罪又は海上犯罪に係る不審事象を認めた場合は、速やかに「118番」又は最寄りの海上保安部署等もしくは海上保安官連絡所への通報を行う。

また、地域ニーズと海上防犯連絡員の委嘱状況を踏まえ、必要に応じ増員、解任手続を検討する。その際には、これまでの海事関係者のみならず、海上防犯活動に理解を示す新たな人材の確保も検討する。

④ 海上保安官連絡所

これまでの旅客船事務所、マリナー、漁協等に加え、郵便局や理髪店、お土産屋さん等、新たな視点での海上保安官連絡所の委託を推進し、海上犯罪に係る様々な不審事象について、「118番」又は最寄の海上保安部署等へ情報提供や通報が行われるよう体制を構築する。

⑤ 海上防犯講習会

海上における防犯意識の高揚による海上犯罪が発生しにくい環境の醸成、海上保安庁に対する通報・連絡体制の強化及び人的な関係の構築等を目的として、海上防犯指導員が配置されている海上保安協会地方支部所在地等において、海上防犯講習会を開催する。

海上防犯講習会は、海上防犯地方連絡会議の主催により旅客船事業者、マリナー関係者、漁協関係者のほか、「海守」会員等一般市民の参加も促し、海上における犯罪の予防、海上における犯罪のほか、海上犯罪に関する不審事象を認めた場合における的確な通報等についての講習を行う。また、この機会を利用して、海上防犯指導員や海上防犯連絡員制度の紹介を行うとともに、後継者の育成や確保に努めることとする。

⑥ 海上防犯思想啓発活動

「海守」その他の民間団体とも連携し、海上における犯罪の予防のため、海上防犯思想啓発活動を進めることとし、海上防犯ポスター等を作成の上、海上保安庁の協力を得て海上保安官連絡所を始めとする、旅客船事務所、マリナー及び漁協等の海事関係事務所並びに地域の実情を考慮したその他の施設や事務所に配布・掲示をする。

⑦ その他

海上防犯連絡協議会の構成員は、本実施方針を所属団体及び下部機関に周知し、海上防犯講習会への参加を奨励する等、海上防犯活動の推進に努める。

「平成18年度海上防犯連絡協議会」議事概要

開催日時：平成18年6月28日（水）14：00～15：40

開催場所：海上保安庁対策本部会議室（合同庁舎3号館、9階）

1 出席者

別添「平成18年度海上防犯連絡協議会席次表」のとおり

2 議事概要

(1) 開会の辞……………(財)海上保安協会 高橋業務部長（進行役）

(2) 挨拶

① (財)海上保安協会 桑原理事長

- 昨年の海上犯罪については、割合い平穏であった。また、テロ事案についても我が国においては発生してないが、情報としては毎年数件あると聞いているので、我が国での不安は今後もつづく状況となっている。
- これらの犯罪の防止については、本日の出席機関を含めて、関係機関、関係者全員が防犯に対する意識を高める必要があると考える。
- 本日は、関係者が一堂に会する唯一の機会と考えるので、有意義なものとするようお願いしたい。

② 海上保安庁 富取参事官

- 関係機関、保安協会等への協力のお礼
- 本協議会は18年を経過した。海上犯罪の抑止・防止に多大な貢献をしてきている。今後もご協力をお願いする。
- 昨年、アフリカ西海岸沖合いで発生した殺人事件は、当庁から外国へ保安官を派遣したが、この端緒となったのが、防犯指導員からの情報であった例もあり、個々の活動にお礼申し上げる。
- 最近、暴力団が関与するなど海上における治安が悪化しているので、皆様のような海のプロフェッショナル方の通報を一層期待したい。
- 本年は、特に「顔の見える」「地域ニーズに対応した」防犯活動を心がけたいと考えているので、皆様の一層のご協力をお願いしたい。

(3) 構成員（出席者）紹介

(4) 議 事

① 平成17年度活動実績について

配付資料「平成17年度の通報実績等」及び「平成17年度における主な検挙事例」により説明（高橋業務部長）

② 平成18年度海上防犯活動実施方針（案）について

別添資料により説明（高橋業務部長）……………本案は承認された。

③ 海上犯罪の現状と対策について……………以下、PC 画面により説明

ア 国内の犯罪について……………（刑事課）

- 最近の送致件数……………前年の30%増
- 犯罪の法令別構成比（平成17年度分）
海事関係、漁業関係、刑法犯、海上環境の各法令違反の順である。
- 法令構成別の主な事例の紹介

イ 密航・密輸・海賊……………（国際刑事課）

- 薬物・銃器等の密輸状況
17年は、暴力団の巧妙な動きによって、摘発件数が減少したが、本年は頑張っている。

- 密航事犯

最近は、大型の密航はないが10人程度の小規模なものが見られる。

- 密輸・密航事犯については、水際で防止するのが不可欠で、大切なことであるので皆様との連携を更に強化して、地域に密着して対応していきたい。

- 海賊対策について

- 最近は、非常に悪質になっており、対応が極めて困難になっている。
- 海上保安庁単独では、効果的でないので、国際的な協力体制を確立することが大切と考えている。シンガポールの情報センターは9月1日にオープン予定、今般はインドネシアに巡視船3隻を供与する。
- 海外取締機関との連携強化、海外との情報ネットワークの構築、東南アジア関係国への研修を対応の柱として考えている。

ウ テロ対策について……………（警備課）

- テロの概観
- テロ発生事例
- 海上テロの特徴

・海上保安庁のテロ対策

について説明あり、海上保安庁では、世界でどのようなテロが発生しているか、また、それらの情報の分析が不可欠であり、幸い我が国では発生していないものの、日本に対するテロの声明など不安な点もあり、今後とも皆様方及び内外の関係機関との相互連携と協力のもと、情報交換などを推進し、外交的な取組みはもとより、地域レベルで顔の見える対策を講じる。

(5) 質疑応答

① 船長協会（森本氏）

ア 海上保安庁は、大きな EEZ や海岸線を管轄しているが、現場の船長達は、海上保安庁のサポートがあることを十分承知し、感謝している。

イ AIS は、各船の動静がすぐわかる有り難いシステムであるが、最近の英国のアンケートでは、ソマリア沖を航行する際は、スイッチ OFF しているという報告書がある。船長としては自船を守るためにそうしているものの、この付近では、PC 等で第三者に洩れない手法で、自船とコントロールセンターと交信できるシステムが設立されているという。

マ・シ海峡でも、現場の船長が安心できる、このような制度を設立する或いは関連する情報があれば開示願いたい。

(回答)

貴重な情報をありがとうございました。我々も皆様方及び関係各国の協力を得て、例えば、今のような情報を参考として現場の船長達が安心できるようなシステムを設立するよう努めていきたいと考えている。

② 船主協会（半田氏）

海上保安庁には、いつも海賊、テロ対策などお世話になり、感謝している。

我々も、民間でできることは努めて推進することとしている。

海賊関係で、今般シンガポールに設置される情報センターについて、機能がどのようなものか、単に情報を流すだけでなく、我々の役に立つものにしてほしい。また、IMB 情報センターとの関係はいかがか？

(回答)

ご懸念の点につきましては、我々も今後とも解決すべき点と考えている。

ただ、特徴として関係各国の政府連携のうえ設置することから、IMB の情報センターと違って、各国に対して強く発言等できることである。

③ 日本セーリング連盟（武村氏）

我々は、4年に1回、メルボルンから大阪までのヨットレースを行っており、コースとしては、ほぼ太平洋の真中当りを航行することになるが、この付近の海賊の状況はどうか？

（回答）

オーストラリア周辺の海賊情報は聞かないが、インドネシアの領海内は危険である。当庁のHPで海賊情報を公開しているので参考にされたい。また、遠慮なく当庁へ相談に来てほしい。

(6) 閉会の辞（高橋業務部長）

以 上

平成18年度 海上防犯連絡協議会 席 次 表

日時：平成18年6月28日
場所：合同庁舎第3号館
9階対策本部会議室

海上保安協会
業務部長

刑事課
保安係長

刑事課
保安係員

海上保安協会
部 員

海上保安協会
常務理事

海上保安協会
理事長

日本セーリング連盟
事務局長

日本マリーナ・ビーチ協会
事務局長

日本船長協会
会 長

大日本水産会
常務理事

日本内航海運組合総連合会
第一事業部長

日本旅客船協会
労海務部長

海上保安庁
警備救難部
国際刑事課課長補佐

警備救難部
管理課長

総務部
参事官

警備救難部
警備課長

警備救難部
警備課専門官

警備救難部
刑事課長補佐

警備救難部
刑事課専門官

日本船主協会
海務部長

国土交通省
国内旅客課
運航監理官

平成18年度海上防犯活動実施状況

区 分	通報件数	主 な 通 報 内 容	主な検挙事例等
海上防犯指導員 配置数 27人 (H19.3.31現在)	43件 このうち 検挙に結 びついた もの 1件	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁に関するもの ・フェリー内の窃盗に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・海事関係法令違反に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯
海上防犯連絡員 配置数 985人 (H19.3.31現在)	656件 このうち 検挙に結 びついた もの 25件	<ul style="list-style-type: none"> ・海難に関するもの ・密漁に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・窃盗情報に関するもの ・水上バイクの無謀運転に関するもの ・漂流死体に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯 ・海事関係法令違反 ・刑法犯 ・海洋環境法令違反
海上保安官連絡所 設置数 1325ヶ所 (H19.3.31現在)	881件 このうち 検挙に結 びついた もの 79件	<ul style="list-style-type: none"> ・海難に関するもの ・密漁に関するもの ・浮流油に関するもの ・廃棄物・廃船に関するもの ・漁具被害に関するもの ・緊急入域等外国船舶に関するもの ・漂流死体に関するもの ・不審な船舶に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁事犯 ・海事関係法令違反 ・刑法犯 ・海洋環境法令違反

海上防犯活動事業運営規則

財団法人 海上保安協会

(目的)

第1条 この規則は、財団法人海上保安協会（以下「協会」という。）が寄附行為第4条第1号の規定に基づき、海上における防犯意識の高揚を図り、安全で快適な環境づくりを目指すために実施する海上防犯活動に必要な事項について定める。

(海上防犯連絡協議会の設置)

第2条 海上防犯活動についての事業計画を策定しこれを推進するため、協会に海上防犯連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、20名以内の委員をもって構成する。
- 3 委員は、海上保安庁より適任者の推薦を受け、財団法人海上保安協会会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

(海上防犯地方連絡会議の設置)

第3条 協議会の策定した事業計画を遂行するため、協会の各地方本部に海上防犯地方連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、20名以内の構成員とする。
- 3 構成員は、管区海上保安本部より適任者の推薦を受け、地方本部長がこれを委嘱する。

(海上防犯指導員)

第4条 海上防犯活動を推進するため、必要と認められる地方本部及び支部（以下「支部等」という。）に海上防犯指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 指導員は、海上保安庁より適任者の推薦を受け、会長がこれを委嘱する。
- 3 前項により委嘱された指導員に対し、海上防犯指導員手張を交付する。
- 4 指導員には、会長が定める活動費を支払う。

(指導員の活動)

第5条 指導員は、その配置された支部等の長の指揮監督を受け、日常その地を管轄する海上保安部署の指導のもとに防犯パトロール、訪船指導、旅客船会社の営業所、第9条に規定する海上保安官連絡所等の巡回連絡及び海上犯罪認知の際の海上保安部署への通報並びに海上防犯に関する一般的な啓蒙活動を行うものとする。

- 2 指導員は、何ら法律上の権限を持つものではない。

(指導員の任期と解任)

第6条 指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 指導員に非違にわたる行為があったとき、その他指導員として適当でないと認められるときは、委嘱を解除することが出来る。

(海上防犯連絡員)

第7条 海上保安部署への幅広い通報体制の確立を図るため、必要と認められる支部等に海上防犯連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

- 2 連絡員は、その所属する支部等を管轄する海上保安部署の長から適任者の推薦を受け、支部等の長がこれを依頼する。
- 3 前項により指定された連絡員に対し、海上防犯手帳を交付する。

(連絡員の活動)

第8条 連絡員は、その配置された支部等の長の指揮監督を受け、海上犯罪認知の際の海上保安部署又は海上保安官連絡所への通報を行うものとする。

- 2 連絡員は、何ら法律上の権限を持つものではない。

(海上保安官連絡所の設置)

第9条 支部等の長は、海上保安部署への幅広い通報体制の確立を図るため、所轄海上保安部署の指導のもとに、管内の適当と認める海事関係団体等に依頼して海上保安官連絡所を設置する。

- 2 支部等の長は、前項により設置した海上保安官連絡所に対し、看板をもってその旨を表示させるものとする。

(海上保安官連絡所の活動)

第10条 海上保安官連絡所は、海事関係者、海洋レジャー関係者等が海上犯罪を認知した際における海上保安部署への通報の取次ぎを行うものとする。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるものを除くほか、本事業の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年10月8日から施行する。
- 2 「海上防犯活動」実施要領（昭和63年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

海上保安協会地方本部・支部一覽表

地方本部名	支部数	支 部 名
北海道地方本部	15支部	小樽・留萌・稚内・函館・江差・瀬棚・室蘭・苫小牧・浦河・釧路・広尾・根室・羅臼・紋別・網走
東北地方本部	9支部	塩釜・気仙沼・青森・八戸・釜石・宮古・秋田県・山形県・福島県
関東地方本部	13支部	横浜・東京・茨城・鹿島・銚子・外房・千葉・木更津・横須賀・下田・清水・御前崎・羽田
東海地方本部	6支部	名古屋・衣浦・蒲郡・四日市・鳥羽・尾鷲
神戸地方本部	13支部	大阪・岸和田・堺泉北・神戸・姫路・東播磨・田辺・和歌山下津・串本・徳島・高知・宿毛・土佐清水
広島地方本部	14支部	広島・柳井・岩国・水島・玉野・尾道・福山・呉・徳山・香川・松山・今治・新居浜・宇和島
門司地方本部	16支部	門司・下関・宇部・洞海・福岡・三池・唐津・壱岐・長崎・五島・佐世保・厳原・比田勝・大分・仙崎・阿武荻
舞鶴地方本部	6支部	舞鶴・香住・敦賀・境・西郷・浜田
新潟地方本部	6支部	新潟・佐渡・上越・富山県・金沢・七尾
南九州地方本部	9支部	鹿兒島・山川・熊本県・天草・油津・細島・串木野・奄美・奄美瀬戸内
沖縄地方本部	2支部	八重山・沖縄宮古

計 11地方本部・109支部

